

令和2年度第10回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和3年1月25日(月) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和3年1月25日(月) 午後2時

出席委員 8名

1番 伊藤 正敏 3番 丹羽 保宏 5番 中野 浩光 6番 加藤 勲
8番 岩田 房喜 9番 鈴木 正 11番 後藤 章正 12番 水野 格廉

農地利用最適化推進委員 0名

欠席委員 6名

2番 酒井 温司 4番 山田 富士雄 7番 日下部錠一 10番 後藤 章
13番 山内 盛雄 14番 樋口 博

欠席農地利用最適化推進委員 3名

小崎 豊 渡辺 博史 堀田 啓

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆
主 事 石塚 正己
主 事 平塚 康介

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

【議案第20号】

・農地法第3条の規定による許可申請 …… 1件

【議案第21号】

・農地法第5条の規定による許可申請 …… 1件

(2) 報告案件について

【報告第21号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …… 1件

【報告第22号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …… 14件

2 その他

会 長

皆さん、こんにちは。

改めまして明けましておめでとうございます。今年もよろしくお
願ひします。

また、緊急事態宣言が発令されております。感染拡大防止の観点
より、農業委員会が開催できる最少人数で開催いたします。委員の
皆様におかれましてはご出席ありがとうございます。

では、只今から、令和2年度第10回清須市農業委員会を開催い
たします。本日の出席者は8名で定足数に達していることをご報告
いたします。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は3
番 丹羽 保宏（にわ やすひろ）委員と5番 中野 浩光（なか
の ひろみつ）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

（1） 議決案件について

【議案第20号】

・農地法第3条の規定による許可申請 …………… 1件

【議案第21号】

・農地法第5条の規定による許可申請 …………… 1件

（2） 報告案件について

【報告第21号】

・農地法第4条第1項第8号の規定による届出 …………… 1件

【報告第22号】

・農地法第5条第1項第7号の規定による届出 …………… 14件

それでは、【議案第20号】 農地法第3条の規定による許可申
請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案書1ページ、番号4をご覧ください。

申請地は、_____番、____番、____番、____番、____番で登記、現況と
もに畑で面積は合計で____m²です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

農業に従事しておらず、相続により農地を取得した_____さんと相
続以前より当該農地を利用していた_____さんからの使用貸借権設定
の申請になります。

_____さんは、トラクター、軽貨物を1台ずつ、トラクターを2台所有しており、従事日数は300日、経営面積は田と畑をあわせて5,501㎡、通作距離は平均7.5km、平均通作時間は車で20分です。その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。以上で説明を終わります

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は加藤委員になります。

加 藤 委 員 特に問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして、【議案第21号】農地法第5条の規定による許可申請1件について議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案第21号、番号16をご覧ください。

申請地は、_____番 登記・現況共に畑で面積は_____㎡です。

受人及び渡人は議案書のとおりです。資材置場として利用する予定です。

申請者は北名古屋市に本社置き、土木建築請負業を主な業務とする法人です。今回の転用は本市が発注する道路改良工事において、資材置場を確保するため土地を探していたところ、工事区域に近接しており、県道から出入り可能な本件申請地において、申請地所有者より承諾を得ることができたため本申請に至りました。

申請地は、駅から概ね1km以内にある農地のため、許可基準の定める農地の区分の該当事項のオー（ア）ーaー（b）に該当するため、第2種農地と判断でき、許可できる案件になります。また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は後藤委員になりますが

後 藤 委 員 問題ありません。

事務局 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」として県に進達することといたします。

以上の件について、何か質問等ありませんか。

無ければ、次に入ります。

【報告第21号】農地法第4条第1項第8号の規定による届出及び、
【報告第22号】農地法第5条第1項第7号の規定による届出について事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 （第4条届出） では、読み上げさせていただきます。

番号 42、_____で登記田、現況宅地です。

こちら山田委員の担当地区になりまして、事前に問題なしと確認済みです。

事務局 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については以上になります。

続きまして、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について読み上げさせていただきます。

番号 78、_____で登記、現況共に畑です。

こちら、岩田委員お願いします。

岩田委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

番号 79、_____番_____、_____で登記田、現況雑種地です。

こちら、加藤委員お願いします。

加藤委員 問題ありません。

事務局 ありがとうございます。

番号 80、_____で登記、現況共に田です。

こちら山内委員の担当地区になりまして、事前に問題なしと確認済みです。

事務局 続きまして番号 81、_____で登記、現況共に畑です。

こちら日下部委員の担当地区になりまして、事前に問題なしと確認済みです。

続きまして番号 82、_____番_____で登記、現況共に畑です。

こちら、岩田委員お願いします。

岩 田 委 員
事 務 局

特に問題ありません。

ありがとうございます。

続きまして番号 83～85、_____番__、____番__、____番__、
番__で全て登記、現況共に畑です。

こちら渡邊推進委員の担当地区になりまして、事前に問題なしと確認済みです。

事 務 局

続きまして番号 86、_____番__で登記、現況共に田、番号 87

で_____番__登記田、現況宅地、同じく_____番__で登記、現況共に田です。

こちら、伊藤委員お願いします。

伊 藤 委 員
事 務 局

問題ありません。

ありがとうございます。

続きまして番号 88、_____番__で登記、現況共に畑です。

こちら、丹羽委員お願いします。

丹 羽 委 員
事 務 局

特に問題ありません。

ありがとうございます。

続きまして番号 89、_____番__で登記田、現況雑種地、番号
90、_____番__で登記、現況共に畑です。

こちら、岩田委員お願いします。

岩 田 委 員
事 務 局

特に問題ありません。

ありがとうございます。

続きまして番号 91、_____番__で登記田、現況畑です。

こちら日下部委員の担当地区になりまして、事前に問題なしと確認済みです。

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出については
以上になります。

—終了時刻午後 2 時 2 0 分—

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「 番 地」、
農地の地番は「 番」との表記で省略して記載しています。